

【税務トピックス】

昨年12月に公表された、平成26年度税制改正大綱からいくつかご紹介します。

1. 消費税の軽減税率について

消費税の軽減税率制度については、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、**税率10%時に導入する**。これらの内容については、平成26年12月までに検討し、結論を得て、与党税制改正大綱を決定する。

消費増税10%時には、軽減税率が導入されるとのこと。この軽減税率の導入にあたってもっとも重要なのは、やはり、**どのような財・サービスに対して適用するか**。業界・業種によっては、これからの将来に重要な影響を及ぼすことにもなる。

世間には、嗜好品、日用品、様々なものがあるが、その範囲はそれぞれ重複している部分も多々ある。同じ物でも、商品Aには通常通りに課税し、商品Bには軽減税率を適用するなどのことも考えられる。諸外国とは異なり、消費税導入以来、軽減税率が採られてこなかった日本で、これから導入するのは、文化的な意味でも受け入れられるのか。

課税の公平性をどれだけ保ちながら、その軽減税率を適用するか、これからの議論に注視したい。

2. 給与所得控除の上限の引下げ

給与所得控除の上限について、次のとおり漸次引き下げる。

	現行	平成28年分の 所得税（注1）	平成29年分以後 の所得税（注2）
上限額が適用 される給与収入	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除 の上限額	245万円	230万円	220万円

（注1）個人住民税については、平成29年度分について適用。

（注2）個人住民税については、平成30年度分から適用。

来年には、所得税の最高税率が現在の40%から45%に引き上げられる。そして2年後からは、給与収入金額の上限額が引き下げられ、また、給与所得控除額も引き下げられる。個人増税の流れが、だんだんと加速していると考えられる。

3. 交際費の損金不算入制度の見直しと延長

(1) 交際費等の額のうち、飲食のために支出する費用の額の50%を損金の額に算入することとする。

(注) 飲食のために支出する費用には、専らその法人の役員、従業員等に対する接待等のために支出する費用（いわゆる社内接待費）を含まない。

(2) 中小法人に係る損金算入の特例（定額控除限度額に達するまでの損金算入）について、上記①との選択適用とした上、その適用期限を2年延長する。

(2)の規定は、今までその期限が幾度となく延長されており、平成26年3月31日までのものが、さらに平成28年3月31日まで延長されることになる。これらの背景には、飲食に対する需要を高め、消費を促進させようという考えがあると思われる。

4. 地方法人課税の偏在是正

(1) 法人住民税法人税割の税率の改正

法人住民税割の税率を次のとおりとし、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用する。

	現 行		改 正 案	
	[標準税率]	[制限税率]	[標準税率]	[制限税率]
道府県民法人税割	5.0%	6.0%	3.2%	4.2%
市町村民法人税割	12.3%	14.7%	9.7%	12.1%

(2) 地方法人税（国税）（仮称）の創設

① 納税義務者

法人税を納める法人

② 税額の計算

イ 各課税事業年度の基準法人税額（課税標準）× 4.4%

ロ 基準法人税額とは？

通常の法人税が課される法人に対しては、各事業年度の所得に対する法人税の額（所得税額控除等の法人税額の控除を適用しないで計算）

ハ 適用開始時期

平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用

(3) その他

地方法人特別税や法人事業税の税率の改正があり、前者は税率が下がり、後者は税率上がる事となっており、いずれも平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用される。

これらは、**地方間の財政力格差の縮小を図る**ため、法人住民税法人税割（地方税）の税率を引き下げるとともに、当該引下げ分に相当する、課税標準を法人税額とする地方法人税（仮称）**（国税）**を創設して、その税込額を交付税等に直接繰り入れ、地方交付税原資とする。